



## 「和泉市公共交通利用活性化プロジェクト」委員会設置要綱

平成20年3月28日制定

### (目的)

第1条 「和泉市公共交通利用活性化プロジェクト」委員会(以下「委員会」という。)は、和泉市及び和泉市周辺の地域における自動車交通にかかる諸問題と温室効果ガスの抑制等地球環境問題の改善及び公共交通機関の利用促進を図るため、並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスを実現するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「地域公共交通再生法」という。)、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)及び道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、行政機関と地域の代表、学識経験者などが連携して各種施策を実施・検討・協議することを目的とする。

### (事務所)

第2条 委員会は、事務所を大阪府和泉市府中町二丁目7番5号(和泉市役所内)に置く。

### (事業)

第3条 委員会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1)地域住民・事業所・教育機関を対象としたモビリティ・マネジメントの検討、実施及び検証
- (2)公共交通に関する計画の策定及び実施
- (3)低炭素地域づくり計画(以下地域計画という。)の策定及び実施
- (4)地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する協議
- (5)前各号に掲げるもののほか、当委員会の目的を達成するために必要なこと

### (組織)

第4条 委員会は、委員長1人、副委員長1人及び委員をもって組織する。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、和泉市副市長をもって充てる。副委員長は、次条第1項の規定に基づき、委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、その会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員会の業務を掌理し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

### (委員会の委員)

第6条 委員会の委員は次に掲げる者とし、市長が委嘱する。

- (1) 国土交通省近畿運輸局交通環境部環境課長
- (2) 国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局長又はその指名する職員
- (3) 大阪府都市整備部交通道路室長又はその指名する職員
- (4) 大阪府環境農林水産部環境管理室長又はその指名する職員
- (5) 大阪府地球温暖化防止活動推進センター事務局長又はその指名する職員
- (6) 関係する所轄警察署の職員
- (7) 地域住民又は利用者の代表
- (8) 関係する交通事業者などの代表
- (9) 学識経験者その他の協議会が必要と認める者
- (10) 交通事業者の運転手が組織する団体
- (11) 学識経験者その他の協議会が必要と認める者
- (12) その他市長が必要と認める者

#### (会議)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が会議の協議事項に応じて、別表に掲げる委員を召集する。議長は、委員長を除く委員の互選により定める。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことが出来ない。
- 3 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対し、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

#### (協議結果の尊重義務)

第8条 委員会で協議が整った事項については、委員会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

#### (幹事会等)

第9条 委員会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ委員会に幹事会等を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、委員会が別に定める。

#### (分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ委員会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、委員会が別に定める。

(報償)

第11条 第6条第9号の委員については、出席した会議1回につき6,000円を支給する。

2 その他の委員についての報償は無償とする。

(事務局)

第12条 委員会の業務を処理するため、委員会に事務局を置く。

2 事務局は、和泉市の交通担当部局に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、委員長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 委員会の運営に要する経費は、別途定める財務規定に基づく予算をもって充てる。

(監査)

第14条 委員会に監査委員を1名置く。

2 委員会の出納監査は、委員となるべき者の中から、これを選任する。

3 監査委員は、監査の結果を委員長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第15条 委員会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(委員会が解散した場合の措置)

第16条 委員会が解散した場合には、委員会の収支は、解散の日をもって打ち切り、委員長であった者がこれを決算する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、委員会の事務の運営上必要な細則は、委員長が別に定める。

附 則

「和泉市公共交通利用活性化プロジェクト」委員会規約(平成18年9月1日)は、この要綱の施行日の前日をもって廃止する。

附 則

この訓令は、平成20年3月28日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年6月 2日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年6月15日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年12月19日から施行する。

附則

この訓令は、平成26年6月11日から施行する。

附則

この訓令は、平成27年12月14日から施行する。

別表(第7条関係)

協議事項:公共交通再編に関する事	協議事項:環境対策および交通環境学習等に関する事
根拠法令:地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び道路運送法	根拠法令:地球温暖化対策の推進に関する法律
招集対象:下記の委員  ・国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局長又はその指名する職員 ・大阪府都市整備部交通道路室長又はその指名する職員 ・関係する所轄警察署の職員 ・地域住民又は利用者の代表 ・関係する交通事業者などの代表 ・交通事業者の運転手が組織する団体 ・学識経験者その他の協議会が必要と認める者 ・その他市長が必要と認める者	招集対象:左記委員に加えて、下記の委員  ・国土交通省近畿運輸局交通環境部環境課長 ・大阪府環境農林水産部環境管理室長又はその指名する職員 ・大阪府地球温暖化防止活動推進センター事務局長又はその指名する職員